

## ●排水設備工事の事務手続

次のような手順で工事を進めていただき、皆さんの費用で行っていただくことになります。

### 1 工事の依頼

申請者が直接「町指定工事業者」に工事を依頼し、費用や施工方法等の打合せを十分行い、各種申請の準備をしていただきます。

### 2 確認申請書等の作成・提出

指定工事業者が、あなたに代わって町に「排水設備設置確認申請書」を作成し提出します。同時に工事にあたり町の利子補給制度を利用する時は業者にその旨伝えてください。

### 3 申請書の内容等の審査

町では、施工方法等が基準に合うかどうかを審査し、確認通知書を交付します。この確認通知書がなければ工事の着手はできません。また、申請者は、指定工事業者と工事の契約をしてください。

### 4 工事の着手

設計書に基づき排水設備等の工事を実施します。

### 5 工事の完了検査

指定工事業者は、工事完了後5日以内に工事竣工届を町に提出します。町では、設計書等に基づき施工されたかどうかを検査します。この検査に合格しますと町から、申請者に検査済証を交付します。

### 6 下水道の使用開始

下水道使用開始届を町へ提出し、下水道の使用開始となります。下水道使用料を納めていただきます。